今こそ地方創生！

掛川市
企業版ふるさと納税のお願い

「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」

を目指す掛川市の地方創生事業を応援していただける企業様を募集しています。
ご協力よろしくお願いいたします。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

- 掛川市外に本社が所在する企業等が対象です。
  ※地方税法の「主たる事務所又は事業所」
- 内閣府からの認定を受けた事業への寄附を行った法人に対する法人住民税等の税額控除の特例措置により、寄附の約９割に相当する額が減額対象となります。
- 寄付額の下限は１０万円です。
- 個人向けのふるさと納税と異なり、寄附に対する返礼品はありません。

※寄附の代償として入札優遇や低利子融資などの経済的利益を付与することが禁じられています。

地方公共団体への寄附に伴う税額軽減効果が、従来の３倍に

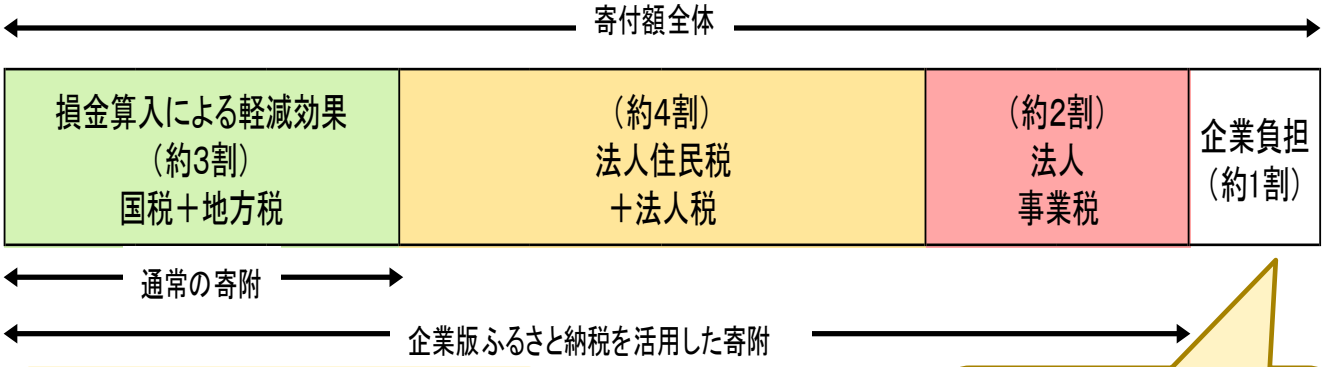

軽減効果
最大 約9割!!

税目ごとの特例措置

①法人住民税　寄附額の4割を税額控
（法人住民税法人税割額の20%が上限）

②法人税　法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）

③法人事業税　寄附額の2割を「税額控除（法人事業税額の20%が上限）

■ 問い合わせ先　掛川市役所 企画政策部 企画政策課 地域創生戦略室　経営戦略係　藤田・春田
TEL：0537－21－1127（直通）FAX：0537-21-1167
E-mail：kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp

掛川市の企業版ふるさと納税対象事業

取組①「松ヶ岡修復活用事業」

松ヶ岡（旧山﨑家住宅）は、安政３年（1856年）に山﨑家の住宅として建てられ、明治11年（1878年）には明治天皇が宿泊されたという歴史を持つ貴重な文化財です。

掛川市では、この松ヶ岡を修復して後世に永く伝え、人づくりの場、教養を学ぶ場として活用していきます。

日々の保全活動には、市民ボランティアにも大きな協力をいただいています。

日本で初めて「教養」という言葉が使われたまち掛川で、松ヶ岡の保存活用に協働していただける企業様をお待ちしております。

松ヶ岡長屋門

取組②「掛川潮騒の杜事業」

掛川市では、南海トラフ巨大地震により想定される最大クラス（レベル２）の津波により浸水被害が想定されていることから、“地震・津波による死亡者ゼロ“を目指し、レベル２津波に対応した高さに防潮堤を嵩上げし、クロマツや広葉樹を植樹する海岸防災林強化事業「掛川モデル」を、平成26年度より着手しました。

盛り土や植樹などの工事から維持管理までを、市民・企業との協働と、国や県などの事業との連携、協力により行い、次世代を担う若者や子どもたちが集う「掛川潮騒の杜」づくりを推進しています。

潮騒の杜イメージ

取組③「粟ケ岳環境整備事業」

粟ヶ岳周辺の東山地区は、茶の一大産地であるとともに、世界農業遺産「茶草場農法」が実践され、生物多様性の保全に貢献しています。茶の生産と生物多様性を守るためには、多くの皆様に茶産地の魅力を知っていただき、緑茶を飲んでいただくことが必要です。

現在、粟ケ岳には、雄大な景色に惹かれて、年間5万人余の方が訪れています。しかし、その登山口や登山道は、水洗トイレ設備や、道路の安全対策等の環境整備が十分ではありません。誰にでも優しい多目的トイレ等の設置や安全対策等を進め、地域資源をより魅力的にし、皆様を気持ちよくお迎えできる環境整備を推進します。

茶草場農法と粟ヶ岳